

西日本図書館学会大分県支部会則

第1章 総則

第1条 本会は西日本図書館学会会則第15条の規定に基づき、西日本図書館学会大分県支部と称する。

第2条 本会の事務局は別府大学司書課程の内に置く。

第3条 本会は図書館学の研究及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。

第3章 事業

第5条 本会は次の事業を行う。

1. 会誌の発行
2. 研究会・講演会等の開催
3. 図書館関係団体との協力提携

第4章 総会

第6条 総会は毎年1回開き支部長が招集する。

第7条 総会において決定すべき事項

1. 予算及び決算に関する事項
2. 会則の変更
3. その他必要な事項

第5章 会計

第8条

第9条 本会の会費 個人会員 年額 1,000 円

第10条 会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

編集後記

第13号の刊行から2年間のブランクがありましたが、無事、第14号を刊行することができました。はじめての編集作業で戸惑うことも少なくありませんでしたが、石井先生、甲斐愛子氏など多くの先輩方によるご指導と励ましに支えられ、刊行まで着いた次第です。

今回の投稿していただいた横田氏は図書館畑の人物ではありません。しかし図書館を活用し、長年の課題を解決された内容は、今日の利用者おける図書館へのアプローチがよく表れていると思います。図書館関係者はもちろん、図書館を活用したい利用者、さらにはこれから図書館を利用していこうとする方々にも一読していただけたら幸いです。

最後になりましたが、今回投稿してくださった諸氏には厚くお礼を申し上げます。会誌は皆様の投稿によって成り立っています。表現することは、自分が望む世界をひろげることにつながります。皆様の投稿をお待ちしています。

(石川)